

令和3年度第4回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会について

● 開催方法

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い、茨城県を含む18道府県に対し、1月27日から2月20日まで、まん延防止等重点措置が適用された。

このような状況の中、対面での運営協議会を開催することは、新型コロナウイルス感染症の一層の感染拡大が懸念されることから、龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則第4条の2の規定により、「感染症の蔓延その他会議の招集を回避すべき事情がある」と認め、書面審査により開催することとしたい。

なお、書面審査による開催は、会長の了承を得たうえで行うものである。

● 議事

議案第1号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第2号 龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

● 報告事項

報告第1号 令和4年度国民健康保険事業費納付金について

議案等の概要

令和3年度第4回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会（書面審査）では、今年度の協議会でご承認をいただきました、以下の件に関連する条例改正案の内容について、ご審議いただきます。
併せて、令和4年度国民健康保険事業費納付金について、ご報告いたします。

■ 議案第1号

- ・ 賦課方式の変更について
- ・ 税率等の変更について
- ・ 子どもに係る均等割の軽減措置について

■ 議案第2号

- ・ 国民健康保険支払準備基金の処分事由の追加について

■ 報告第1号

- ・ 令和4年度国民健康保険事業費納付金について

議案第1号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(1) 改正の原因

「茨城県国民健康保険運営方針」の賦課方式統一及び地方税法改正に伴う改正。

(2) 改正の内容

① 賦課方式の変更について

◇ 茨城県国民健康保険運営方針の一部改正

【茨城県国民健康保険運営方針（一部抜粋）】

第3 本県における取組の方針

2 市町村標準保険料率の算定方法に関する事項

(3) 保険料の水準等の統一に向けた検討

将来的な県内の保険料水準の統一については、県内統一的な方針である本運営方針に基づき保健事業などの取組を推進することにより、各市町村の医療費水準や保険料水準の標準化を図りつつ、その状況等を勘案しながら、引き続き検討を進めるものとする。

なお、各市町村における国保料（税）の算定方法については、2方式（所得割・均等割）とし、令和4年度からの統一を目指す。

◇ 賦課方式を2方式に統一する理由（茨城県の説明）

全般	⇒簡素，公平な賦課方式であること。 ⇒持続可能な国保制度とするため，県内市町村の賦課方式を統一し，国が求める将来的な保険料水準の統一に向けた議論の第一歩とすること。
資産割 (廃止)	⇒固定資産税との二重課税といった被保険者の懸念を解消できること。 ⇒資産の所有場所による不公平感(被保険者が他市町村に所有する資産に係る固定資産税は算定できない。)を解消できること。
平等割 (廃止)	⇒県内の国保世帯の約85%が1人又は2人世帯(H30時点)であり，制度創設時の昭和30年代と比べ，家庭形態が大きく変わってきたこと。 ※ 均等割(被保険者1人当たり)を補完する役割を持つ平等割(被保険者世帯当たり)を賦課する意義の希薄化。 ※ 龍ヶ崎市の国保世帯の約89.5%が1人又は2人世帯(R2時点) ⇒近年増加している低所得の高齢者単独世帯の負担感を減らすことができること。

以上のことから，龍ヶ崎市でも令和4年度から，現行の「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」から，「資産割」「平等割」を廃止し，「所得割」「均等割」の2方式に改めます。

② 税率等の変更について

賦課方式の2方式への変更に伴い，「所得割」「均等割」を以下のとおり改める。

賦課方式		改正前			改正後		
		医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
応能割	所得割	5.80%	2.14%	1.40%	5.48%	2.54%	2.07%
	資産割	18.40%	4.70%	—	廃止	廃止	—
応益割	均等割	19,800円	6,000円	11,400円	26,200円	12,200円	13,100円
	平等割	19,800円	6,600円	—	廃止	廃止	—

※第3回運営協議会で承認をいただきました，税率等になります。

③ 子どもに係る均等割の軽減措置について

法令改正により，令和4年度から未就学児の均等割の半額が軽減されます。

さらに，龍ヶ崎市においては，子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため，上記に加え，18歳となる年度までの被保険者の均等割の半額を減免します。

なお，未就学児の軽減分(法令改正分)の財政負担は，国が2分の1，県が4分の1，市町村が4分の1となります。

議案第 2 号 龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(1) 改正の原因

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正（賦課方式変更）及び今後の国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の増額の影響等に対応するため、「龍ヶ崎市国民健康保険支払準備基金（以下「基金」という。）」を取り崩す必要が生じた場合に備え、条例中の基金の処分について、それらを規定するための改正。

(2) 改正の内容

① 基金の設置理由について

平成 30 年度の国民健康保険制度改正により、市町村国保の保険給付費の支払いが、これまでの「国民健康保険団体連合会からの診療報酬の請求に対する支払い」から「県からの納付金の請求に対する支払い」に変更となったことにより、条文中の「国民健康保険の診療報酬の支払いの円滑化」の部分をも、「国民健康保険事業費納付金の納付の円滑化」に改めます。

② 基金の処分事由の追加について

納税義務者の負担軽減のための施策等により、国民健康保険税の収納額に不足が生じた場合や、納付金の予期せぬ増額により、国民健康保険事業の円滑な運営に支障が生じた場合などに、税率を引き上げることなく基金からの繰り入れで対応できるよう、新たに基金の処分事由を規定します。

報告第 1 号 令和 4 年度国民健康保険事業費納付金について

(1) 報告の内容

① 一般被保険者分

◇ 前年度との比較

	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
納付金	1,796,874,715 円	1,695,396,195 円	101,478,520 円

◇ 仮算定との比較

	令和 4 年度	令和 4 年度仮算定	増 減
納付金	1,796,874,715 円	1,825,598,551 円	▲28,723,836 円

※ 第 3 回運営協議会でお示しをした額との比較となります。

② 退職被保険者等分

◇ 前年度との比較

	令和4年度	令和3年度	増減
納付金	283,526円	0円	283,526円

※ 令和2年度から退職被保険者等に係る国民健康保険税収納済額（現年度及び過年度分）の決算額をもって、退職被保険者等分の国民健康保険事業費納付金を算定し、翌々年度に納付します。

議案第 号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年3月 日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市国民健康保険税条例（昭和41年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項第1号の」，「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り，同条第3項中「第1項第2号の」，「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り，同条第4項中「第1項第3号の」を削る。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え，同条第1項中「第5条」を「次条」に改める。

第4条を削る。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え，同条中「第3条」を「前条」に改め，「前条の資産割額の率並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り，同条を第4条とする。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り，「第7条の2」を「次条」に改め，同条を第5条とする。

第7条を削る。

第7条の2中「第6条」を「前条」に改め，「前条の資産割額の率並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り，同条を第6条とする。

第8条を第7条とし，第9条を第8条とし，第10条を第9条とする。

第11条中「第14条，第18条及び第19条」を「第13条，第17条及び第18条」に改め，同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条中「第21条」を「第20条」に改め，同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条第1号中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第21条各号列記以外の部分中「第2条第2項本文の」、「同条第3項本文の」及び「同条第4項本文の」を削り、同条各号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第20条とする。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該被保険者につき算定した第4条及び第6条に規定する基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額（前項の規定による減額の適用を受ける場合は、当該減額後の被保険者均等割額。第25条第4項において同じ。）に10分の5を乗じて得た額を、当該納税義務者に対して課する国民健康保険税から減額するものとする。

第22条中「第24条」を「第23条」に、「前条の」を「前条第1項の」に、「第22条」を「第21条」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号において同じ。」を「以下この条において同じ。）及び」に改め、同条を第21条とする。

第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第26条に次の1項を加え、同条を第25条とする。

4 第1項の規定にかかわらず、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の4月1日以後であって18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該被保険者につき算定した第4条及び第6条に規定する基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額に別に定める割合を乗じて得た額を、当該納税義務者に対して課する国民

健康保険税から減免するものとする。この場合において、前2項に規定する手続は不要とする。

第27条を第26条とする。

付則第2項中「第21条」を「第20条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第6条、第8条」を「第5条、第7条」に、「第21条」を「第20条第1項」に改める。

付則第14項中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に改める。

別表第1中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同表所得割の項中「100分の5.80」を「100分の5.48」に改め、同表資産割の項を削り、同表被保険者均等割の項中「19,800円」を「26,200円」に改め、同表世帯別平等割の項を削る。

別表第2中「第7条の2関係」を「第6条関係」に改め、同表所得割の項中「100分の2.14」を「100分の2.54」に改め、同表資産割の項を削り、同表被保険者均等割の項中「6,000円」を「12,200円」に改め、同表世帯別平等割の項を削る。

別表第3中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同表所得割の項中「100分の1.40」を「100分の2.07」に改め、同表被保険者均等割の項中「11,400円」を「13,100円」に改める。

別表第4中「第21条関係」を「第20条関係」に改め、同表第21条第1号の部中「第21条第1号」を「第20条第1項第1号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「13,860円」を「18,340円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削り、同表第21条第2号の部中「第21条第2号」を「第20条第1項第2号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「9,900円」を「13,100円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削り、同表第21条第3号の部中「第21条第3号」を「第20条第1項第3号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「3,960円」を「5,240円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削る。

別表第5中「第21条関係」を「第20条関係」に改め、同表第21条第1号の部中「第21条第1号」を「第20条第1項第1号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「4,200円」を「8,540円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削り、同表第21条第2号の部中「第21条第2号」を「第20条第1項第2号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「3,000円」を「6,100円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削り、同表第21条第3号の部中「第21条第3号」を「第20条第1項第3号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「1,200円」を「2,440円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削る。

別表第6中「第21条関係」を「第20条関係」に改め、同表第21条第1号の項中「第21条第1号」を「第20条第1項第1号」に、「7,980円」を「9,170円」に改め、同表第21条第2号の項中「第21条第2号」を「第20条第1項第2号」に、「5,700円」を「6,550円」に改め、同表第21条第3号の項中「第21条第3号」を「第20条第1項第3号」に、「2,280円」を「2,620円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の龍ヶ崎市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条 省 略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p>	<p>第1条 省 略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 <u>前項第1号の基礎課税額は</u>、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 <u>第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は</u>、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、</p>

新	旧
<p>4 介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に次条の率を乗じて算定する。</p> <p>2 省 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率等）</p> <p>第4条 前条の所得割額の率及び第2条第2項の被保険者均等割額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に次条の率を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等）</p> <p>第6条 前条の所得割額の率及び第2条第3項の被保険者均等割額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の率を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る税率等）</p> <p>第8条 前条の所得割額の率及び第2条第4項の被保険者均等割額は、別表第3のとおりとする。</p> <p>第9条 省 略</p>	<p>後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 <u>第1項第3号の</u>介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第5条の率を乗じて算定する。</p> <p>2 省 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）</p> <p>第4条 <u>第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に次条の率を乗じて算定する。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る税率等）</p> <p>第5条 <u>第3条の所得割額の率及び前条の資産割額の率並びに第2条第2項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第7条の2の率を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）</p> <p>第7条 <u>第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に次条の率を乗じて算定する。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等）</p> <p>第7条の2 <u>第6条の所得割額の率及び前条の資産割額の率並びに第2条第3項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の率を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る税率等）</p> <p>第9条 前条の所得割額の率及び第2条第4項の被保険者均等割額は、別表第3のとおりとする。</p> <p>第10条 省 略</p>

新	旧
<p>(徴収の方法)</p> <p><u>第10条</u> 国民健康保険税は、<u>第13条</u>、<u>第17条</u>及び<u>第18条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p><u>第11条</u> 省 略</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p><u>第12条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (<u>第20条</u>の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。) を課する。</p> <p>2 } 省 略</p> <p>8 }</p> <p><u>第13条</u> } 省 略</p> <p><u>第14条</u> }</p> <p><u>第15条</u> }</p> <p><u>第16条</u> }</p> <p><u>第17条</u> }</p> <p>(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)</p> <p><u>第18条</u> 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額 (当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。) を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>(1) <u>第13条第2項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 省 略</p> <p>(普通徴収税額への繰入)</p> <p><u>第19条</u> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第11条第1項</u>の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p>	<p>(徴収の方法)</p> <p><u>第11条</u> 国民健康保険税は、<u>第14条</u>、<u>第18条</u>及び<u>第19条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p><u>第12条</u> 省 略</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p><u>第13条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (<u>第21条</u>の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。) を課する。</p> <p>2 } 省 略</p> <p>8 }</p> <p><u>第14条</u> } 省 略</p> <p><u>第15条</u> }</p> <p><u>第16条</u> }</p> <p><u>第17条</u> }</p> <p><u>第18条</u> }</p> <p>(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)</p> <p><u>第19条</u> 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額 (当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。) を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>(1) <u>第14条第2項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 省 略</p> <p>(普通徴収税額への繰入)</p> <p><u>第20条</u> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第12条第1項</u>の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p>

新	旧
<p>2 省 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p><u>第20条</u> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第4に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、後期高齢者支援金等課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び介護納付金課税額から別表第6に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>(2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康</p>	<p>2 省 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p><u>第21条</u> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、<u>第2条第2項本文</u>の基礎課税額から別表第4に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、<u>同条第3項本文</u>の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び<u>同条第4項本文</u>の介護納付金課税額から別表第6に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>(2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険</p>

新	旧
<p>康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該被保険者につき算定した第4条及び第6条に規定する基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額(前項の規定による減額の適用を受ける場合は、当該減額後の被保険者均等割額。第25条第4項において同じ。)</u>に10分の5を乗じて得た額を、当該納税義務者に対して課する国民健康保険税から減額するものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>第21条</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)及び」とする。</p> <p><u>第22条</u> } <u>第23条</u> } 省 略 <u>第24条</u> }</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p><u>第25条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) } () } 省 略 (4) }</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請</p>	<p>の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>第22条</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第22条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。)」とする。</p> <p><u>第23条</u> } <u>第24条</u> } 省 略 <u>第25条</u> }</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p><u>第26条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) } () } 省 略 (4) }</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請</p>

新	旧
<p>期限を定めることができる。</p> <p>(1) } 省 略 (2) } (3) }</p> <p>3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の4月1日以後であって18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該被保険者につき算定した第4条及び第6条に規定する基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額に別に定める割合を乗じて得た額を、当該納税義務者に対して課する国民健康保険税から減免するものとする。この場合において、前2項に規定する手続は不要とする。</u></p> <p>第26条 省 略</p> <p>付 則</p> <p>1 省 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第20条第1項</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、<u>第5条</u>、<u>第7条</u>及び<u>第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>期限を定めることができる。</p> <p>(1) } 省 略 (2) } (3) }</p> <p>3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第27条 省 略</p> <p>付 則</p> <p>1 省 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第21条</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、<u>第6条</u>、<u>第8条</u>及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

新	旧
<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条及び第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、<u>第6条、第8条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>5 省 略</p>	<p>5 省 略</p>
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条及び第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、<u>第6条、第8条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条及び第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、</p>	<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、<u>第6条、第8条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第21</u></p>

新	旧
<p>第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条及び第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条及び第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条及び第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第20条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは</p>	<p>条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、<u>第6条、第8条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、<u>第6条、第8条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第6条、第8条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第21条</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金</p>

新	旧
<p>「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第20条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条及び第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第20条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第20条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条及び第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第21条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第6条、第8条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第21条</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第21条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第6条、第8条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>

新	旧																
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，<u>第5条，第7条及び第20条第1項</u>の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と，<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(平成22年度以降の国民健康保険税減免の特例)</p> <p>14 当分の間，平成22年度以降の<u>第25条第1項第3号</u>による国民健康保険税の減免については，同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは，「該当する者」とする。</p> <p>別表第1（第4条関係） 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の税率等</u></p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，<u>第6条，第8条及び第21条</u>の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と，<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(平成22年度以降の国民健康保険税減免の特例)</p> <p>14 当分の間，平成22年度以降の<u>第26条第1項第3号</u>による国民健康保険税の減免については，同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは，「該当する者」とする。</p> <p>別表第1（第5条関係） 国民健康保険の被保険者に係る税率等</p>																
<table border="1" data-bbox="388 1234 1463 1367"> <thead> <tr> <th colspan="2">税率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td><u>100分の5.48</u></td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人について <u>26,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	税率等		所得割	<u>100分の5.48</u>	被保険者均等割	被保険者1人について <u>26,200円</u>	<table border="1" data-bbox="1525 1234 2594 1864"> <thead> <tr> <th colspan="2">税率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td><u>100分の5.80</u></td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td><u>100分の18.40</u></td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人について <u>19,800円</u></td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割</td> <td><u>1</u> 特定世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 <u>19,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	税率等		所得割	<u>100分の5.80</u>	資産割	<u>100分の18.40</u>	被保険者均等割	被保険者1人について <u>19,800円</u>	世帯別平等割	<u>1</u> 特定世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 <u>19,800円</u>
税率等																	
所得割	<u>100分の5.48</u>																
被保険者均等割	被保険者1人について <u>26,200円</u>																
税率等																	
所得割	<u>100分の5.80</u>																
資産割	<u>100分の18.40</u>																
被保険者均等割	被保険者1人について <u>19,800円</u>																
世帯別平等割	<u>1</u> 特定世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 <u>19,800円</u>																

新		旧	
別表第2 (第6条関係) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等		別表第2 (第7条の2関係) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等	
税率等		税率等	
所得割	100分の2.54	所得割	100分の2.14
被保険者均等割	被保険者1人について 12,200円	資産割	100分の4.70
		被保険者均等割	被保険者1人について 6,000円
		世帯別平等割	1 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円 2 特定世帯 3,300円 3 特定継続世帯 4,950円
別表第3 (第8条関係) 介護納付金課税被保険者に係る税率等		別表第3 (第9条関係) 介護納付金課税被保険者に係る税率等	
税率等		税率等	
所得割	100分の2.07	所得割	100分の1.40
被保険者均等割	被保険者1人について 13,100円	被保険者均等割	被保険者1人について 11,400円
別表第4 (第20条関係) 基礎課税額の減額		別表第4 (第21条関係) 基礎課税額の減額	
減額		減額	
第20条 第1項第 1号	被保険者均等割額	被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について	被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
		18,340円	13,860円
第20条 第1項第 2号	被保険者均等割額	被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について	1 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,860円 2 特定世帯 6,930円 3 特定継続世帯 10,395円
		13,100円	
第20条 第1項第 3号	被保険者均等割額	被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について	被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
		5,240円	9,900円
			1 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円 2 特定世帯 4,950円 3 特定継続世帯 7,425円
			第21条 第2号 被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,960円
			世帯別平等割額 1 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円

新			旧		
別表第5 (第20条関係) 後期高齢者支援金等課税額の減額			別表第5 (第21条関係) 後期高齢者支援金等課税額の減額		
減額			減額		
第20条 第1項第 1号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,540円	第21条 第1号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,200円
第20条 第1項第 2号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,100円		世帯別平等割額	1 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円 2 特定世帯 2,310円 3 特定継続世帯 3,465円
第20条 第1項第 3号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,440円	第21条 第2号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,000円
				世帯別平等割額	1 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円 2 特定世帯 1,650円 3 特定継続世帯 2,475円
			第21条 第3号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,200円
				世帯別平等割額	1 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円 2 特定世帯 660円 3 特定継続世帯 990円
別表第6 (第20条関係) 介護納付金課税額の減額			別表第6 (第21条関係) 介護納付金課税額の減額		
減額			減額		
第20条 第1項第 1号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,170円	第21条 第1号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,980円
第20条 第1項第 2号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,550円	第21条 第2号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,700円
第20条 第1項第 3号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,620円	第21条 第3号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,280円

議案第 号

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年3月 日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市国民健康保険条例（昭和53年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「国民健康保険の診療報酬の支払い」を「法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の納付」に改める。

第18条第1号中「，その他」を「その他の」に，「保険税」を「国民健康保険税」に，「支払い」を「納付金の納付その他の支払」に改め，同条中第4号を第6号とし，第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 制度改正，税率等の変更その他の事由による国民健康保険税の額の予期せぬ増加に対する納税義務者の負担軽減のための施策等に伴い，国民健康保険税の収納額に不足が生じる場合
- (5) 納付金の額の著しい増加により，国民健康保険事業の円滑な運営に支障が生じる場合

付 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

議案第 号

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条 } 省 略 第 13 条 } (基金) 第 14 条 <u>法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金</u> (以下「納付金」という。) の納付の円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するため、国民健康保険支払準備基金 (以下「基金」という。) を設置する。 第 15 条 } 省 略 第 17 条 } (基金の処分) 第 18 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に処分することができる。 (1) <u>災害その他の特別の事由により国民健康保険税その他の収入が予定額に達しない場合で、当該年度中の納付金の納付その他の支払に困難を生じた場合</u> (2) 保健事業の費用に充てる場合 (3) <u>預金保険法 (昭和 46 年法律第 34 号) 第 49 条第 2 項又は農水産業協同組合貯金保険法 (昭和 48 年法律第 53 号) 第 49 条第 2 項に規定する保険事故が生じた場合において、当該金融機関等の市の預金又は貯金と借入金を相殺するための借入金の償還の財源に充てる場合</u> (4) <u>制度改正、税率等の変更その他の事由による国民健康保険税の額の予期せぬ増加に対する納税義務者の負担軽減のための施策等に伴い、国民健康保険税の収納額に不足が生じる場合</u> (5) <u>納付金の額の著しい増加により、国民健康保険事業の円滑な運営に支障が生じる場合</u> (6) 前各号に準ずる特別の事情がある場合 第 19 条 以下省略</p>	<p>第 1 条 } 省 略 第 13 条 } (基金) 第 14 条 <u>国民健康保険の診療報酬の支払いの円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するため、国民健康保険支払準備基金 (以下「基金」という。) を設置する。</u> 第 15 条 } 省 略 第 17 条 } (基金の処分) 第 18 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に処分することができる。 (1) <u>災害、その他特別の事由により保険税その他の収入が予定額に達しない場合で、当該年度中の支払いに困難を生じた場合</u> (2) 保健事業の費用に充てる場合 (3) <u>預金保険法 (昭和 46 年法律第 34 号) 第 49 条第 2 項又は農水産業協同組合貯金保険法 (昭和 48 年法律第 53 号) 第 49 条第 2 項に規定する保険事故が生じた場合において、当該金融機関等の市の預金又は貯金と借入金を相殺するための借入金の償還の財源に充てる場合</u> (4) 前各号に準ずる特別の事情がある場合 第 19 条 以下省略</p>

令和 4 年度国民健康保険事業費納付金について

令和 4 年度国民健康保険事業費納付金 (一般被保険者分) : 17 億 9,687 万 4,715 円
(退職被保険者等分) : 28 万 3,526 円

国民健康保険事業費納付金 (前年度・仮算定との比較)

(1) 一般被保険者分

① 前年度との比較

	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
納付金	1,796,874,715 円	1,695,396,195 円	101,478,520 円

② 仮算定との比較

	令和 4 年度	令和 4 年度仮算定	増 減
納付金	1,796,874,715 円	1,825,598,551 円	▲28,723,836 円

※ 第 3 回運営協議会でお示しをした額との比較となります。

(2) 退職被保険者等分

① 前年度との比較

	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
納付金	283,526 円	0 円	283,526 円

※ 令和 2 年度から退職被保険者等に係る国民健康保険税収納済額 (現年度及び過年度分) の決算額をもって、退職被保険者等分の国民健康保険事業費納付金を算定し、翌々年度に納付します。